２０２６・１２

いわき市議会定例会議案

令和８年 12 月

提　　出　　議　　案

議案第１号	いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例等の改正について	5
議案第２号	いわき市火災予防条例の改正について	9
議案第３号	いわき市水道事業給水条例の改正について	11
議案第４号	いわき市保育所条例の改正について	15
議案第５号	いわき市フラワーセンター条例の改正について	17
議案第６号	いわき市市営住宅管理条例の改正について	19
議案第７号	令和８年度いわき市一般会計補正予算（第５号）	（別紙）
議案第８号	令和８年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	（別紙）
議案第９号	令和８年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第２号）	（別紙）
議案第10号	令和８年度いわき市病院事業会計補正予算（第２号）	（別紙）
議案第11号	令和８年度いわき市下水道事業会計補正予算（第１号）	（別紙）
議案第12号	令和８年度いわき市地域汚水処理事業会計補正予算（第１号）	（別紙）
議案第13号	令和８年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）	（別紙）
議案第14号	工事請負契約について（南部衛生センター解体工事）	21
議案第15号	工事請負契約について（（仮称）いわき市立本町保育所園舎新築電気設備工事）	23
議案第16号	工事請負契約について（（仮称）いわき市立本町保育所園舎新築機械設備工事）	25

議案第17号　工事請負契約の変更について
（いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事）…… 27
議案第18号　工事請負契約の変更について
（いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修機械
設備工事）…… 29
議案第19号　財産取得について
（高規格救急自動車）…… 31
議案第20号　損害賠償の額を定めることについて…… 33
議案第21号　指定管理者の指定について
（いわき市勿来関文学歴史館）…… 35
議案第22号　指定管理者の指定について
（いわき市障害者生活介護センター）…… 37
報告第１号　専決処分の報告について…… 39

議案第１号

いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例等の改正について

いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例

（いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正）

第１条　いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例（昭和41年いわき市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いわき市財政状況の公表に関する条例

第１条中「文書（以下「財政状況」という。）の作成及び」を「財政状況の」に改める。

第２条の見出しを「（公表の時期）」に改め、同条中「６月１日及び12月１日に行なう」を「12月に行う」に改め、同条に次の１項を加える。

２　災害その他やむを得ない理由により前項に規定する時期に財政状況を公表することができないときは、市長は、その理由がなくなったときから１月以内にこれを公表しなければならない。

第３条の見出しを「（財政状況の掲載事項）」に改め、同条第１項中「、６月１日に」を削り、「前年10月１日から３月31日まで」を「４月１日から９月30日まで」に、「財政の動向及び市長の財政方針」を「前年度の決算の概況」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「市長は」の次に「、必要に応じ」を加え、「添付しなければならない」を「添付することができる」に改め、同項を同条第２項とする。

第４条第１項中「いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第１号）の定めるところにより行なう」を「市の掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載して行うものとする」に改め、同条第２項を削る。

（いわき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　いわき市病院事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「に基づき」を「により」に改め、「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「の各号」、「11月30日までに提出する書類においては」及び「、５月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ」を削り、同条第３項中「天災」を「災害」に、「事故」を「理由」に改める。

（いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「に基づき」を「により」に改め、「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「11月30日までに提出する書類においては」及び「、５月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ」を削り、同条第３項中「天災」を「災害」に、「事故」を「理由」に改める。

（いわき市下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正）

第４条　いわき市下水道事業等の設置等に関する条例（平成27年いわき市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「11月30日までに作成する書類においては」及び「、５月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ」を削り、同条第３項中「天災」を「災害」に、「事故」を「理由」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２号

いわき市火災予防条例の改正について

いわき市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市火災予防条例の一部を改正する条例

いわき市火災予防条例（昭和41年いわき市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第20条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

第21条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

第35条第１項中「別表第４において、」を「別表第２において」に改め、同項第１号中「主要構造部」の次に「（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部をいう。次号において同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第３号

いわき市水道事業給水条例の改正について

いわき市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市水道事業給水条例の一部を改正する条例

いわき市水道事業給水条例（昭和44年いわき市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次のただし書を加える。

ただし、漏水の修繕その他の急を要する修繕については、この限りでない。

第11条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の２第１項の指定をした者（第３項において「他の水道事業者等」という。）が第８条第１項ただし書に規定する修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第２項中「前項の規定により」を削り、「給水装置工事を」を「給水装置工事（第８条第１項ただし書に規定する修繕に係る工事を除く。）を」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等が第８条第１項ただし書に規定する修繕に係る工事を施行する場合は、工事完成後に管理者に報告しなければならない。

第27条中「船舶用」の次に「、臨時用」を加える。

第28条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、臨時用に係る水量料金は、随時に使用水量を計量し、その使用水量をもつて算定する。

第35条ただし書中「ただし、」の次に「第33条第１項の規定により概算料金を前納したときその他」を加える。

第42条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「者」の次に「（同項ただし書に規定する修繕に係る工事をした者を除く。）」を加え、同条第２号中「点検」の次に「若しくは同条第３項の規定による計量」を加える。

別表第２を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

附　則

1　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第８条第１項、第11条及び第42条（第２号に係る部分を除く。）の改正規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3　令和９年３月31日までに徴収し、又は徴収すべき水道料金（臨時用に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この条例（附則第１項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第２（第27条、第29条、第32条関係）

水道料金（１月）

基本料金		水量料金		
口径13ミリメートル	1,397円	一般用	１立方メートルから10立方メートルまで　１立方メートルにつき	97円90銭
口径20ミリメートル	2,794円		11立方メートルから20立方メートルまで　１立方メートルにつき	201円30銭
口径25ミリメートル	5,192円		21立方メートルから50立方メートルまで　１立方メートルにつき	248円60銭
口径30ミリメートル	9,856円		51立方メートルから100立方メートルまで　１立方メートルにつき	276円10銭
口径40ミリメートル	15,312円		101立方メートル以上　１立方メートルにつき	299円20銭
口径50ミリメートル	28,028円	浴場用	１立方メートルから500立方メートルまで　１立方メートルにつき	78円10銭
口径75ミリメートル	75,284円		501立方メートル以上　１立方メートルにつき	161円70銭
口径100ミリメートル	149,270円	船舶用	１立方メートルにつき	299円20銭
口径150ミリメートル	416,658円	臨時用	１立方メートルにつき	299円20銭
口径200ミリメートル	554,246円	私設消火栓消防演習用	１栓10分間につき	2,992円

議案第４号

いわき市保育所条例の改正について

いわき市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市保育所条例の一部を改正する条例

いわき市保育所条例（昭和42年いわき市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

いわき市立下川保育所	いわき市泉町下川字前ノ原74番地	50人
いわき市立泉保育所	いわき市泉町三丁目２番地の７	110人

」

を

「

いわき市立いずみ保育所	いわき市泉町六丁目３番地の１	160人

」

に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第５号

いわき市フラワーセンター条例の改正について

いわき市フラワーセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市フラワーセンター条例の一部を改正する条例

いわき市フラワーセンター条例（昭和50年いわき市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条の表を次のように改める。

名称	種類	位置
いわき市フラワーセンター	フラワーライフ館	いわき市平四ツ波字石森116番地
	花壇	
	花木園	
	レストハウス	
	遊戯施設	

第５条第１項第１号中「展示温室及び」を削り、同項中第２号を削り、第３号を第２号とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第６号

いわき市市営住宅管理条例の改正について

いわき市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅管理条例（平成９年いわき市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第３号中「オまで」を「カまで」に改め、同号ア中「214,000円」を「259,000円」に改め、同号イ中「が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満」を「及び同居者のいずれもが60歳以上」に、「214,000円」を「259,000円」に改め、同号ウ中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある」に、「214,000円」を「259,000円」に改め、同号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「214,000円」を「259,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　同居者が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第８条第３項において同じ。）のみであり、かつ、入居者又は同居者のいずれかが40歳未満の者である場合　259,000円

第６条第２項中「前条第１項第３号エ」を「前条第１項第３号オ」に改める。

第８条第３項中「扶養している者」の次に「、同居者が配偶者のみである40歳未満の者若しくは同居者が40歳未満の配偶者のみである者」を加える。

第37条第２項第２号ア中「ウ」を「エ」に、「139,000円」を「158,000円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に市営住宅又は市営改良住宅に入居している者及びこの条例の施行の日から令和９年３月31日までの間に市営住宅又は市営改良住宅に入居する者については、同日までの間は、改正後のいわき市市営住宅管理条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

議案第14号

工事請負契約について

南部衛生センター解体工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　契約の方法　一般競争入札
２　契約金額　金780,670,000円
３　工期　議会の議決を経た日の翌日から
　　令和10年３月31日まで
４　契約の相手方　南部衛生センター解体工事クレハ建設・林興業特定建設工事共同企業体
　　代表者　いわき市錦町綾ノ町16番地
　　クレハ建設株式会社
　　代表取締役社長　影　山　晴　康
　　構成員　いわき市植田町根小屋65番地の１
　　林興業株式会社
　　代表取締役　林　　史　宏

議案第15号

工事請負契約について

（仮称）いわき市立本町保育所園舎新築電気設備工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　契約の方法　一般競争入札
２　契約金額　金177,760,000円
３　工期　議会の議決を経た日の翌日から
　　令和10年２月29日まで
４　契約の相手方　いわき市錦町大島５番地の１
　　岩電機工事株式会社
　　代表取締役　蛭　田　　淳

議案第16号

工事請負契約について

（仮称）いわき市立本町保育所園舎新築機械設備工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　契約の方法　一般競争入札
２　契約金額　金167,970,000円
３　工期　議会の議決を経た日の翌日から
　　令和10年２月29日まで
４　契約の相手方　いわき市平下神谷字石渕３番地の29
　　株式会社いわきエアコン
　　代表取締役　遠　藤　真　隆

議案第17号

工事請負契約の変更について

令和７年６月19日いわき市議会定例会、令和７年11月７日いわき市議会定例会及び令和８年３月12日いわき市議会定例会において議決されたいわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

契約内容	変　更　前	変　更　後
契約金額	金907,918,000円	金960,817,000円

議案第18号

工事請負契約の変更について

令和８年３月12日いわき市議会定例会において議決されたいわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修機械設備工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

契約内容	変　更　前	変　更　後
契約金額	金153,406,000円	金156,541,000円

議案第19号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　取得物件の名称　高規格救急自動車
２　数　　量　４台
３　取　得　価　格　金127,017,110円
４　取 得 の 目 的　常備消防用
５　取 得 の 方 法　制限付一般競争入札による物件供給契約
６　納　　期　令和９年３月26日
７　物 件 の 供 給 者　いわき市内郷御厩町二丁目165番地
福島トヨタ自動車株式会社いわき平店
店長　遠　藤　道　康

議案第20号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　事件の概要　令和８年６月３日、いわき市泉町黒須野字江越248番地のいわき市が所有する緑地における管理瑕疵により発生した物損事故

２　事件の相手方　[redacted]

３　損害賠償額　金1,364,000円

議案第21号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市勿来関文学歴史館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　管理を行わせる施設の名称　いわき市勿来関文学歴史館

２　指定管理者　いわき市常磐藤原町手這50番地の１
公益財団法人いわき市教育文化事業団
理事長　佐　竹　　望

３　指定の期間　令和９年４月１日から
令和11年３月31日まで

議案第22号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市障害者生活介護センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　管理を行わせる施設の名称　いわき市障害者生活介護センター

２　指定管理者　いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の１
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
理事長　山　田　　誠

３　指定の期間　令和９年４月１日から
令和14年３月31日まで

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、議会から指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年12月３日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　損害賠償額	金96,954円
２　事由	令和７年11月10日、いわき市平字古鍛冶町21番地において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
３　相手方	[redacted]
	[redacted] 氏
４　専決処分年月日	令和８年10月26日

１　損害賠償額	金33,000円
２　事由	令和８年９月４日、福島県郡山市安積二丁目105番地において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
３　相手方	[redacted]
	[redacted]
	[redacted] 氏
４　専決処分年月日	令和８年10月26日

1　損害賠償額	金60,005円
2　事由	令和８年９月25日、いわき市山田町滑沢川原231番地の２の市道山田・沼部線おいて、道路管理瑕疵により発生した物損事故
3　相手方	[redacted] [redacted]　氏
4　専決処分年月日	令和８年10月28日

1　損害賠償額	金121,000円
2　事由	令和８年５月29日、[redacted]の訪問先において引き起こした物損事故
3　相手方	[redacted] [redacted] [redacted]　氏
4　専決処分年月日	令和８年11月11日